

子どものこころの診療所防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の安全の確保及び子どものこころの診療所（以下「診療所」という。）の管理の徹底並びに犯罪の予防を図るため、診療所に防犯カメラを設置し運用するに当たり必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラ」とは、固定して設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するものをいい、これらの機器を接続するために必要な機器、ケーブル類及び制御用のソフトウェア類を含むものとする。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下、「管理責任者」という。）を置き、診療所を所管する所属長をもって充てるものとする。

(操作担当者)

第4条 防犯カメラの適正な運用を確保するため、防犯カメラ操作担当者（以下「操作担当者」という。）を置き、管理責任者が「防犯カメラ操作担当者（様式 - 1）」により指定する者をもって充てるものとする。

(防犯カメラの設置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置に際して、次の措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影区域は、設置目的を達成するために必要な最小限度の範囲となるよう調整すること。
- (2) 防犯カメラの撮影区域の内外に、防犯カメラを設置している旨並びに当該防犯カメラの管理責任者及び連絡先を表示すること。
- (3) 映像表示及び映像記録装置は、施錠が可能な室内又は区画において、操作担当者又は管理責任者が許可を与えた者以外の者が視認できない状態で設置すること。

(運用)

第6条 管理責任者は、次の各号により、防犯カメラの運用を行うものとする。

- (1) 管理責任者が許可を与えた者又は操作担当者以外の者を、映像表示及び映像記録装置の設置場所へ立ち入らせないこと。
- (2) 管理責任者が許可を与えた者又は操作担当者以外の者に、防犯カメラの操作をさせないこと。
- (3) 防犯カメラは、原則として常時作動させること。
- (4) 映像表示及び映像記録装置に対して、固定する等、盗難防止に必要な措置を講ずること。
- (5) 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正又は加工

しないこと。

- (6) 記録データの保存期間は、最長 1 箇月とし、当該期間経過後は、速やかにこれを消去すること。
- (7) 記録データの不正利用、外部流出、紛失及び改ざんを防止するため、必要な措置を講ずること。
- (8) 映像記録装置を廃棄する場合は、記録の読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うこと。

(記録データの利用及び提供の制限)

第 7 条 管理責任者は、原則として、記録データ及び当該記録データを複写したデータ(以下「記録データ等」という。)を利用し、又は外部へ提供してはならないものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 診療所で発生した犯罪の捜査又は事故の原因究明のため、警察等の捜査機関に協力する場合。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、管理責任者が必要と認める場合。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により記録データ等を利用し、又は外部へ提供したときは、その日時、利用し又は提供を受けた者の氏名又は名称その他必要な事項を、「防犯カメラ記録データ利用台帳(様式 - 2)」により記録するものとする。

附則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。